


様式第1号（第2条関係）

地方活力向上地域等における事業税の不均一課税に係る申告書	
不均一課税を受ける対象地域 (いずれかに○をつけること)	1 地方活力向上地域 2 準地方活力向上地域等
住所及び氏名 〔法人にあっては、主たる事務所 の所在地並びに名称及び 代表者氏名〕	必ず押印ください。→ 
法人にあっては、法人番号	
不均一課税となる税目	年度の個人の事業税 年 月 日から 年 月 日まで の法人の事業税
不均一課税設備	所在地 名称 事業の用に供した 年 月 日
当該設備（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額	円
事業税の不均一課税を受ける 所得又は収入金額	
(備考) この申告書は、茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第40条の7又は第40条の14第1項に規定する申告書を提出すべき者（茨城県県税条例第40条の14の2第1項本文の規定の適用がある者を除く。）にあっては当該申告書に添付し、茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第2条第2項各号（同条例第5条第2項において準用する場合を含む。）に規定する者にあっては当該各号に定める日までに提出すること。	

①の従業者数と(分割基準の例により計算した)①以外の県内で従事する従業者数を足上げた数  
(②の従業者数は、確定申告書第10号様式の「本県の従業者数」とは必ずしも一致するとは限りません。)

様式第1号付表の数値を転記します。

様式第1号付表

地方活力向上地域等における事業税の不均一課税の計算

氏名又は法人の名称		所得の算定期間又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
1 計算の基礎となる従業者の数等		固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は従業者の数	
不均一課税に係る設備の名称			
① 特定業務施設に係る事務所等及び従業者数を記載します。 対象施設ごとに従業者数を分割基準の例により計算します。			
合 計		①	
地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項の規定による本県分の分割基準となる固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数、従業者の数 ②			
2 不均一課税額			
区分	本県分の課税標準額の 総額 ③	不均一課税を受ける額 ③× $\frac{①}{②}$ ×乗率( ) ④	差し引き事業税が課される額 ③-④ ⑤
付加価値額・ 資本金等の額 所得	付加価値額	円 000	円 — 000
	資本金等の額	000	— 000
	年400万円以下の金額	000	000
	年400万円を超え年800万円以下の金額	000	000
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	000	000
合 計	000	000	000
収入金額	000	000	000

(備考)

「不均一課税を受ける額」の欄の「乗率」は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める率を記載すること。

- (1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第1項各号に掲げる事業 0.5
- (2) 地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第4条第1項各号に掲げる事業 0.25